

公 募 公 告

下記のとおり競争入札を執行するので公示する。

令和8年7月8日

厚生労働省所管国有財産部局長
埼玉労働局長 片淵 仁文

記

1 公募に付する事項

(1) 件名

清涼飲料水自動販売機の設置に係る業者の選定（熊谷公共職業安定所）

(2) 自動販売機設置施設名および住所

施設名	所在地	設置階	設置 台数	募集 者数
熊谷公共職業安定所	埼玉県熊谷市箱田 5-6-2	1 階（屋外）	1 台	1 者

【現地確認】

入札書類の提出前に、原則、現地確認を行うこと。

なお、現地確認を行う場合は、下記4の担当者宛てに連絡すること。

(3) 自動販売機設置期間

令和8年9月1日 ～ 令和13年3月31日

ただし、設置期間（使用許可期間）満了後、国有財産部局長（埼玉労働局長）が必要と判断した場合には、一度に限り設置期間（使用許可期間、最長5年）を更新できる。

なお、更新については、埼玉労働局において職員の利用状況や意見等を検証の上、判断する。設置業者は検証結果に対し異議を申し立てることはできない。

(4) 設置にかかる仕様等

「入札案内書」のとおり。

(5) 選定方法

ア 上記1（2）の施設に設置する自動販売機の国有財産使用料（年額）について、競争入札を行い、埼玉労働局長が定める国有財産使用料予定価格（年額）以上で、かつ、最高の価格の有効な入札をした者を設置業者と選定する。

イ 業者の選定にあたっては物件番号ごとに行うこととし、入札金額は1年間分の総価を記入すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10%に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。）をもって落札価格とするので、入札者は見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載して提出すること。

また、使用料は年度ごとの納付とし、令和 8 年度分は使用許可日からの月割計算とする。

ウ その他、詳細については「入札案内書」のとおりとする。

2 入札参加資格

次の各号の要件を全て満たしているものであること。

- (1) 本公募の基本理念を満たし、本公募内容について履行可能であるとともに、業務に意欲のある者であること。
- (2) 優良な販売商品及び良質なサービスを提供できる能力を有する者であること。
- (3) 本公募の公示日において、本公募と同様の業務内容について 5 年以上の実績を有し、現に存する自動販売機の販売管理を適正に行っている者であること。
- (4) 予決令第 70 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年、被保佐人、被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
- (5) 予決令第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (6) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していると認められるものでない者。
- (7) 労働関係法令を遵守していること。
- (8) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
- (9) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (10) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (11) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (12) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (13) 暴力団又は暴力団員及び上記（8）から（12）までに定める者の依頼を受けて公募に

参加しようとする者でないこと。

(14) 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。

3 契約条項を示す場所及び期間

さいたま市中央区新都心 11-2 ランド・アクシス・タワー16 階

埼玉労働局総務部総務課会計第3係

期間：自 令和8年7月 8日（水）

至 令和8年7月29日（水）

4 入札案内書の交付場所及び問合せ先

入札案内書は、埼玉労働局ホームページ（<https://jsite.mhlw.go.jp/saitama-roudoukyoku/>）および以下の場所において交付する。

埼玉労働局総務部総務課会計第3係

さいたま市中央区新都心 11-2 ランド・アクシス・タワー16 階

電話（048）600-6200 担当：阿部

（土日・祝日を除く 8時30分～12時00分、13時00分～17時15分の間）

5 入札書の受付期限等

令和8年7月31日（金） 13時45分

必要な様式を上記4担当者宛てに提出すること。

6 開札の日時等

日時：令和8年7月31日（金） 14時00分

場所：さいたま市中央区新都心 11-2 ランド・アクシス・タワー16 階

埼玉労働局 16 階

※立ち会いは不要とする。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

免除とする。

(3) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、国有財産部局長（埼玉労働局長）から、本公告に示した業務が履行できることを証明する書類の提出を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 入札の無効

本公示に示した入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書、その他入札の条件に違反した者の入札書は無効とする。

(5) 落札者の決定方法

国で算定した国有財産（建物）の年間使用料以上で、最高の価格をもって入札した者を落札者とする。

なお、落札者は、国有財産部局長（埼玉労働局長）に対し、「国有財産使用許可申請」を行うこと。

(6) その他

詳細は「入札案内書」による。